

欠陥住宅 関西ネット 通信 Vol.33

2008年11月1日号
発行 欠陥住宅関西ネット
代表幹事 木村達也
事務局長 田中 厚
太平洋法律事務所
〒530-0054 大阪市北区南森町1-2-25
南森町i'sビル4階
TEL 06-6365-7292
FAX 06-6365-7293
<http://homepage2.nifty.com/kansainet/>

第11回関西ネット総会のご報告

テーマ「既存不適格建築物」



弁護士
鳥川慎吾

第1 はじめに

平成20年3月29日（土）、大阪市西区民センターにおいて、欠陥住宅関西ネット第11回総会・シンポジウムを開催しました。まず、午後1時からは総会を行い、午後1時30分から、引き続きシンポジウムを行いました。



今年は、シンポジウムのテーマとして、「既存不適格建築物」を取り上げました。既存不適格建築物は、建築当時は法に適合

したものであり、我々が日常的に携わっているいわゆる「欠陥住宅」とは異なります。しかし、現行法には適合していない点では欠陥住宅と同様の危険性を孕んだものです。社会が、スクラップアンドビルトの時代から建築ストックの時代へ移行しようとしている現在において、欠陥住宅問題と同様に、あるいはそれ以上の問題点を抱えていることから、テーマとして選んだわけです。

第2 基調報告

既存不適格建築物については、あまりなじみのない方もいらっしゃるかもしれない、ということで、基調報告1は、まず、「既存不適格建築物とは？」とのテーマで行われました。行われました、というよりも、この報告は私が担当しました。先に、自分はなじみがあるような表現をしましたが、自分自身も弁護士としての仕事をしている中で扱ったことがあるわけではなく、それほどなじみがあったわけでもなかったので、

それなりに勉強する必要でした。

建築基準法が制定される以前には、市街化建築物法という法律がありましたが、安全性の要求基準は低いもので、全国的に適用されるものではありませんでした。昭和25年に建築基準法が制定された際、「既存建築物」には適用されないという除外規定がありました。つまり、それ以前に存在した建築物は建築基準法に定められた基準を満たさなくても良いと言うことでした。その後、建築基準法が改正されるにあたって、改正前に存在した建築物の内改正前の基準に適合していたものは、改正後の基準を満たさなくても良いという規定の仕方に変わったわけです。ここで、初めて「既存不適格建築物」という考え方が現れた、ただ、法律上この用語が使われているわけではないということがわかりました。

耐震基準としては、昭和56年から施行されている建築基準法及び施行令で定められたものを「新耐震基準」と呼ぶことが多く、それ以前に建てられた建物については、耐震性に問題がある物が多いということになります。



次に、基調報告2では、神戸の萩尾利雄建築士から、実験映像を使っての報告がなされました。危ない、危ないといふら説明を受けても実感がわかないのですが、Eディフェンスでの実験映像を見ると、恐怖

感が否応なしにわき上がってきました。Eディフェンスでは数々の実験が行われており、視覚的な体験をすることができます。

基調報告3では、大阪市をはじめとして、各自治体が、耐震改修に対してどのような援助を行っているかについての報告がなされました。阪神・淡路大震災を受けて耐震改修促進法が制定されましたが、もともと、法的強制力はなく、また、一般住宅はその対象とされていなかったため、住宅の耐震改修にはつながっていないという問題点が指摘されていました。しかし、平成18年に、耐震改修促進法が改正され、地方公共団体に耐震改修促進に向けての努力義務が課せられ、一定の場合一般住宅も対象に含まれることとなったのを受けて、各自治体は、耐震改修の促進に向けて、より制度を充実させるようになってきていることがわかります。



基調報告4では、木津田秀雄建築士から、悪質リフォームに注意しなければならないとの報告がなされました。耐震改修の必要性が浸透すればするほど、悪質業者が活動しやすいという面もあり、気をつけなければなりません。また、詐欺まがいではないケースにおいても、間取りの変更等だけに気をとられ、耐震的配慮が全く欠けていることが多いので、やはり気をつけなくてはなりません。

第3 特別報告

次に、今回のメインゲストというべき稻毛三郎氏から特別報告がなされました。稻毛氏は、神戸市の職員として主に建築に携わってこられた方で、1級建築士の資格もお持ちです。昨年には、「アナタの家は大地震で倒れる」という本も出版されています（下記参照）。



ここで、特別報告の内容を詳細に報告することはできませんが、阪神・淡路大震災においても、古い木造住宅が倒壊しやすいとのデータが出ていますが、耐震改修が進んでいないというのが現実です。やはり昭和56年以前に建てられた木造住宅の耐震改修の促進が急務であることがわかります。

第4 パネルディスカッション

さらに、稻毛氏、萩尾建築士に加え、堺市の石黒一郎氏をパネリストとして、パネルディスカッションが行われました。コーディネーターは三浦直樹弁護士が務めました。



ディスカッションの中で明らかとなつたのは、多くの国民は、耐震改修が必要であることは抽象的にはわかっているものの、實際にはなかなか実行する人が少ない。耐震改修の効果自体は見えにくいものであるし、特にお年寄りの場合、いつ死ぬかわからないのに、今さら耐震改修をしても、という感じの人も多い、ということでした。先ごろ、東京では、地震が来たわけでもないのに、老朽化した住宅が倒壊したというニュースが流れました。やはりお年寄りのお住まいでした。自然に倒壊するほどの状態でも改修されることがなかつたというくらいであるから、耐震改修の促進といつてもかなり難しいものなんだと私は思います。

今年の総会の参加者は、テーマが少し地味だったこともあってか、去年の総会よりもやや少なく53名でした。しかし、この総会が、少しでも、耐震改修の促進につながってくれればありがたいですし、私もそのために努力していきたいと思います。

書籍のご紹介

「アナタの家は大地震で倒れる

昭和56年6月以前の木造住宅耐震改修の進め方」

稻毛 政信 著 出版文化社

阪神淡路大震災で被災した一級建築士である著者が、耐震改修工事について分かりやすく解説されています。



建築士研修会（第4回）

「混合造3階建て住宅」・「鉄骨造の問題点」

建築士
川崎廣章

12月10日(月)午後6時より、いきいきエイジングセンターに於いて、研修会が催しされ、総数21名でネット会員の方、会員の友人等も参加されました。

今回のテーマは、前半、後半に別れ、川崎廣章建築士が「混構造3階戸建て住宅」の事例を元に鑑定内容の説明、津村泰夫建築士が「鉄骨造の問題点」の事例を現況写真等を構成し、両名の先生を講師としてお話をされました。

その内容として前半の川崎建築士は、裁判用鑑定書内の不具合、欠陥等を抜粋し本物件「1階鉄筋コンクリート造、2、3階木造、」の概略並びに鑑定に必要とされる項目(もくじ)、欠陥部分を指摘したものを説明の上、又抜粋し資料としてコピー配布して頂き参考になるものと考えます。

1. 敷地に対する違法建築物の比較、2. 各階の構造耐力上の欠陥、3. 防災上の材質の欠陥、4. 住居としての最低限の性能の不具合、などの項目ごとに指摘した文言、5. 建築士としての意見をまとめました。 説明不足は資料を参照にして頂きたい。

鑑定書添付の写真説明等を行いました。 本物件は、事前に鑑定事例会において一度説明を行ったものでありますので鑑定事例会でお聴きの方は退屈されたものと思われます。しかし、現況写真での説明は、見られる価値があったものと思います。この種の欠陥建物はまだまだ存在しておりますが訴えても十分な結果が得られないで居住できれば良い、又トラブルを避けている方々が多大と考えられます。裁判調停により和解致しましたことなどを説明、後に参加者からの質疑応答を行い前半を終了致し

ました。

尚、本物件は依頼者希望により室内側及び外部など可能な限りの補強、改修工事を行いました。1年過ぎになりますが問題等は生じていないとのことを依頼者から伺っています。

依頼受理された場合の最良の解決方法は、建築士、弁護士さんによって解決してあげてください。

後半の内容について津村泰夫建築士は、鉄骨造建築物の問題点と称し、非合法建築と合法建築に分離し、調査現況事例を現況写真等を構成の上、ご説明されました。

特に構造の不備をわかりやすくご説明され、近隣物件(5棟)の内、調査対象は1棟のみであるが他の4棟も同様の施工工法であると推察されているとのこと。

この物件の不備による欠陥を指摘されご説明されました。構造強度の不足、部材が小さい、構造計画が未熟、ピン構造と剛構造を合併、特に鉄骨造で重要である安全性が欠落した溶接の不備による欠陥(溶接部が完全溶け込み溶接でない。)を指摘、尚耐火構造の不備による欠陥等の現況写真説明をされました。

柱脚部に関しても溶接不備が確認され、本物件について、構造上の安全は確保できていない。且つ、安全性が望めない故の欠陥と言わざるを得ないとご説明されています。

又、この物件の依頼者(所有者)について、物件購入(欠陥住宅)に伴って家庭崩壊に至っている模様であること。

他の物件(戸建て住宅が鉄筋にてお隣と接続された建物。)においての、一般的に建築士

として考えられない工法などもご説明して頂きました。これらに関する参加者と質疑応答され、和やかに研修を終了致しました。講師の先生、有り難う御座いました。

ご参加頂きました皆様には、年末のご多忙の中有り難う御座いました。本研修で何かを得られたものと思いますので皆様の業務にお役立て頂きたいと思います。

淡路・阪神大震災以後欠陥住宅がクローズアップされました現在過去と成りつつ

ありますがこの種の欠陥等はまだ埋もれているものと考察致します。以降に新規の構造計算の偽装問題、現場での手抜き工事発覚等が後を立つことなく表面化している昨今であります。ネットの本年度状況について、欠陥相談及び建物の調査依頼が減少なくなりました。業者側に於いても十分注意し、施主とのトラブルを避ける対応がなされ、メンテナンスケアすることで対処されていることと考察致します。

建築士研修会（第5回）

「鉄筋コンクリート造の調査・判定方法、事例等」

建築士
谷口福実子



平成20年1月15日（火）午後6時より、大阪市立いきいきエイジングセンター、第2研修室にて「鉄筋コンクリート造の調査・判定方法、事例等」というテーマで、今年度5回シリーズで行われた年度最終の建築研究会が行われました。

予定講師は光山恵治建築士でしたが、ご都合が悪くなられたようで、急遽石井修二建築士が同じテーマでパワーポイント写真を使い、主に3事例の鉄筋コンクリートマンションの具体例に基づきRCの建築中の施工不良、欠陥現象、原因、補修策などの各問題事例紹介、検討策、質疑など時間めいっぱい議論が交わされました。

具体的には、建築途中の分譲マンションの施工不良のケース、同じく分譲マンションで築15年程の壁のヒビや外装タイルの落下などから欠陥が発覚し始めたケース、また、少し違った事例では分譲マンション

の地下に地下水が湧きだし掘削調査した結果ベンゼンを含む地下水が湧いていたケースなどを例に、施工上での手抜き欠陥の指摘箇所から本来正しく行われるはずの鉄筋工事・型枠工事・コンクリート工事などの施工方法、コンクリートに含まれる砂品質の現状・保管方法と実際に行われがちな管理の説明など。また適切でないコンクリート打継ぎによるコンクリート内部に異物が入ってしまう例やコンクリートのジャンカ（表面の空洞・内部の空洞）、沈み亀裂、締固めの欠陥、また躯体壁のヒビはなぜ起ころのか、鉄筋が露出するとどうしてダメなのか？その場合の補修方法は？など具体的な解説がありました。施工途中のチェック体制として、点検口の必要性や施工中型枠を一部はずすなどの抜き打ち検査の必要性など、また第三者の工事監理や工事チェックの重要性の指摘もありました。

その後の質疑タイムでは、建築途中の打ち合わせ記録であったり検査内容記録、管理の記録であったり、設計施工の公的な記録や書類は誰の何処にあるのか？または無いのか？それは何故なのか？と言う質問があり、分譲マンションの場合、事業主・売主・設計事務所・施工業者・販売会社などが存在し、本来工事監理要領書であったり業務指針などが契約書に添付される物だけれど、資料が出てこないのは、資料がない、または出せない事情があるからでは？また、欠陥の訴訟になる場合、賃貸マンションなど、建築主と購入者が一致する場合はまだ良いけれど、分譲マンションなどの場合は建築主と購入者が違い、購入者も複数人になり欠陥住宅に対してそれぞれの見解の違いや、訴訟、補修の問題でも意見が分かれ問題が複雑になる事が多く、より積極的な弁護士介入は出来ないのか？などの提起が

あつた所で時間もおして來た為、建築研究会は終了しました。

私は関西ネット建築研究会2回目からの参加でしたが、いずれも実際の事例を元に様々な欠陥がある事を知り、意見が交わされる内容から個人的な問題提起にもなり、今回のテーマにおいても改めて鉄筋コンクリートの基本を確認出来大変勉強になりました。今回の研究会で例にあがっていた分譲マンションの中には、大阪府知事賞を得している建築もあるそうで、近頃はあらゆる分野で偽装や欠陥などが世間を騒がせていますが、供給側の問題だけでなく、表面的な物だけに惑わされない購入者側の意識向上の重要性を感じました。また、建築全般においては「第三者による監理体制」が一般に浸透する事の重要性などを改めて考えさせられた意義深い建築研究会の内容でした。

鉄骨造現場見学会

平成20年4月24日（木）午後4時より、「鉄骨造の構造見学会」が開催されました。当日は、建築士4名と弁護士5名が参加しました。

この見学会は、当ネット会員の橋本建築士が設計と監理を請け負っている建築途中のビルを見学するというものです。建物は、大阪市北区内に所在し、敷地面積が約168m²、建築面積が約125m²、延床面積が約669m²で、地上6階建の鉄骨造のビルでした。見学した時点では、建て方（構造

弁護士
向山 知

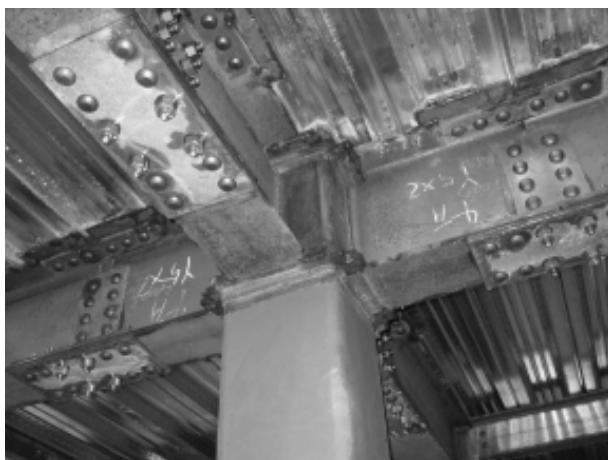


部材の組み上げ) が終わり、梁にデッキプ

レートが溶接されたところでした。

まず、建築現場の控え室にて、橋本建築士より、それまでの工事工程について説明がありました。既存の建物を撤去したうえで、柱状改良の方法で地盤改良を行い、地中梁を打設したことでした。

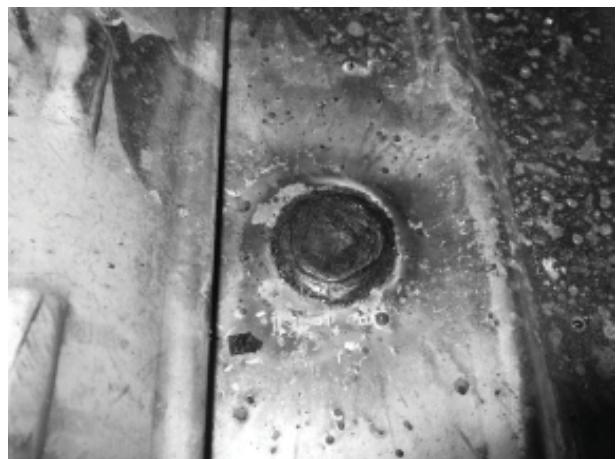
その後、施工者の(株)浅沼組さんご用意いただいたヘルメットと軍手を着けて、いよいよ建築現場に入りました。現場は（当然ですが）まだ床も壁もない状態で、うっかりすると鉄筋に足をひっかけて転倒しそうでした。



参加者からは「柱は何本の鉄骨をつないでいるのか」「鉄骨をつなぐボルトにチョークで印を付けているのは何故か」といった質問がありました。

私は、目につくものが全部珍しく、あれこれ眺めるのに夢中になってしまいました。特に、デッキプレートと梁の焼き抜き栓溶接が興味深かったです。次に機会があれば、是非とも、実際に溶接しているところを見学してみたいです。

私は、いわゆる裸の状態の鉄骨を間近に見たのは初めての経験でした。建築士の先生方は、普段の業務の中で見ておられることと思いますが、建物に関する紛争が生じた後に関わりを持つことの多い弁護士にとっては、建築途中の建物を実際に見る機会にはなかなか巡り会えないのではないかでしょ



うか。「百聞は一見に如かず」という格言のとおり、現物を実際に見ることは座学の何倍も勉強になると思います。今後ともこのような機会があれば、できるだけ参加したいと思います。

末筆ながら、橋本建築士の呼びかけに応えて今回の見学会の開催を快くご承諾いただきました建築主の（株）たぬ企画と施工者の（株）浅沼組に心より感謝申し上げます。

【後日談】

平成20年7月31日、橋本建築士（こま設計堂）が、このビルの設計に関し、パイロシステム株式会社主催のデザインコンペで、見事に最優秀賞を受賞されました。この賞は、パイロシステムのガラス耐火間仕切壁などを採用し、創造的な空間デザイン構成を実現した建築物の設計者に贈られる賞です。竹中工務店設計の日産自動車本社屋や、大成建設設計のIKEAポートアイランドなどの大建築物を下しての最優秀賞です。橋本先生、おめでとうございます！

↓受賞の詳細についてはこちらへ

<http://www.pyro-system.com/contents/competition/index.html>

建築ハンドブック研究会（第1回）

第10章「地盤・基礎」
第11章「住宅の基礎」

弁護士
三浦直樹



今年度の新企画として、日本建築学会編「建築紛争ハンドブック」を読み込んで批判的に検討する研究会を行うこととなり、5月14日に第1回の報告を担当しました。

検討対象は、第10章の「地盤・基礎」と第11章の「住宅の基礎」です。

新人からベテランまでの、弁護士にも建築士にも有意義な研究会とすべく、内容を簡単な報告し、適宜、木津田建築士との問答形式で補足説明のフォローをいただきながら、記述に問題があると思われる箇所を指摘していきました。

たとえば、「一様に沈下する場合、構造上の問題はない」という記述があります。

確かに、抽象的理念的には「等沈下」であれば、上部構造への影響はないかもしれません、現実に沈下が生じる場合は、程度の差こそあれ、全て不同沈下なのであり、完全な「等沈下」という現象は起こりえないのではないかでしょうか。学問と現場の乖離を感じます。

また、「壊して建て直す方が安いという状況は、あったとしても稀であろう」という記述もあり、せっかく建てた物なのだから、できるだけ補修で済ませたい、できるだけ安く済ませたい、という建築業界側の発想が垣間見えます。しかし、「日本建築学会」の公式見解ともいべき本の中で、このような表現が使われていると、いささか失望します。

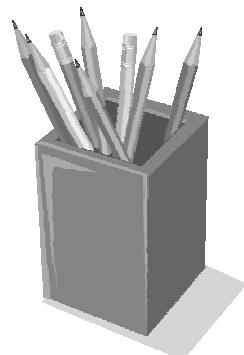
同様に、「安全性と経済性の両立」とい

うフレーズも出てくるのですが、被害救済を第一に考える立場からは、「安全性」こそが重視されるべきであり、これと「経済性」とを等しく秤に掛けるという発想には、非常に違和感を覚えます。

さらに、不同沈下の障害と程度について、告示1653号による「床の傾斜に対する瑕疵の存在する可能性」の表が紹介されていますが、いわゆる「住宅紛争処理の参考となるべき技術的基準」における「1000分の3」、「1000分の6」というデータがアンケート結果などに基づく目安の数値に過ぎないにも関わらず、これが一人歩きして、あたかも欠陥判断の基準であるかのように誤解されているという問題意識は、常に忘れてはなりません。

もちろん良い記述もあります。たとえば、沈下修正工法に関して、「単なる不陸調整ではなく、性能を回復させるという観点から検討すべき」とされており、評価できます。

この本は、良くも悪くも建築紛争の裁判実務に影響を与えていくと思われますので、今後も継続的に批判的検討を加えていく予定です。



建築ハンドブック研究会（第2回）

第4章「構造安全性」

弁護士
平泉憲一



7月14日に行った研究会第2回目では、私が第4章の「構造安全性」について報告致しましたので、ここではその要点について簡単に述べたいと思います。

ハンドブックでは、第5章以下にそれぞれの建物の様式（木造、鉄骨、鉄筋等）ごとに説明がなされていますが、これに先立つ第4章では、すべての建物全般の構造安全性について現行法の体系と建築紛争における構造安全性の有無を判断するための考え方を示しています。いわば構造安全性の総論です。

しかし、この4章の記述には、次のとおり問題があると思います。

1 まず、ハンドブックでは、法令の基本的安全性は設計行為を主な対象としており、不良施工の問題は原則として考慮されていないと述べています。

しかし、法20条及び令等の法令は、構造安全性のある建物が築造されるために

「最低基準」を定めたものであるから、これら基準は、設計のみならず施工も当然対象となると思います。

2 次に同書では、構造安全性についての現行法の体系が、建築基準法（20条）→建築基準法施行令（36条～99条）→国

土交通省の定める基準（国交省告示）と段階的になっていることを前提としつつも、「構造設計上の要求事項を、法令で客観的・具体的に定義することは不可能であり、設計にあたっては、日本建築学会をはじめとする関連学協会の各種構造に関する設計規準や設計指針類によっている」とし、逆に、「建築物の設計にあたって法令の規定のみで構造安全性を確保することは難しく、上述の法文は、構造設計上の基本を示した精神規定と位置づけるべきもの」と述べています。

しかし、これらの法令の規定は、構造安全性確保のための「最低基準」であり、決して「精神規定」ではありません。法令自体の基準の包括性・抽象性は、政令・告示・技術基準等で具体化されることが予定されているのであり、これらによって具体化されたものが「法の基準」ですから、精神規定と位置づけるハンドブックの上記記載は問題があると言わざるを得ません。

そもそも日本建築学会規準や指針は日本の建築技術のこれまでの到達点を踏まえた具体的技術規準であり、法令の求める安全性を具体化するための規準・指針ですから、日本建築学会は、るべき具体的技術規準として同規準を広く遵守させるべく、同規準が法的規準であり法令の適合性を判断する際の規準となることを学会自らが強調して欲しいところです。

3 さらに、同書の記述で最も問題があると思われるものは、構造安全性を建築基準法の観点からと構造技術面の観点からのふたつの観点から捉えて、構造技術の面から見て構造上「安全」と判断されれば、構造安全性の面に関しては法的適合性の問題は争

点としなくてもよいと述べている点です。

しかし、法が求めているのは、法的安全性、すなわち、法が決めた最低基準を上回るような構造強度を保有していることが求められているのであり、純粋な建築技術的観点から物理的に安全か否かが求められているわけではありません。これを下回れば、安全率如何にかかわらず、法令違反の「瑕疵」とならざるを得ません。純客観的には同書のような区分も可能かもしれません、法的観点からすると無意味な区分です。法は、このような純客観的な安全性が示されればよいとの価値判断をしていません。求められるのは法的安全性であり、それが満たされていなければ瑕疵となるだけです。

このことは法令違反の瑕疵の補修を考え

る場合にも同様です。すなわち、物理的にギリギリの安全性が回復する程度に直せばいい（それ以上は補修しなくてもいい）わけではなく、法的安全性が回復するまで（法的基準に適合するまで）補修しなければ「瑕疵」はなくならないし「補修」にもなりません。したがって、同書のように法的安全性と別次元の技術的安全性を措定し建築紛争の解決を図ることは、最低基準を法定した法の趣旨を没却するものではないでしょうか。

4 以上の同書の基本的視点（建築物の構造安全性≠法定の技術基準（法的適合性））は、我々が調停手続等で調停委員の建築士さんなどと折り合えない場合の原因になっているのかもしれません。

建築ハンドブック研究会（第3回）

第6章「木造建築」

9月2日午後6時より、大阪弁護士会館12階にて「第3回 建築紛争ハンドブック研究会」～6章 木造建築～が開催されました。「建築紛争ハンドブック研究会」は本年5月より不定期で開催されており、日本建築学会が編纂した「建築紛争ハンドブック」の内容について様々な問題があるのでないか、真の建築紛争解決に役に立つか、といったどちらかというと批判的な読み方をして現状の紛争処理の現状をおさらいした上で、ゆくゆくは関西ネットとして意見をまとめて申し入れることを目指して回を重ねています。

第3回は、私（橋本）と鳥川弁護士の担当で、「第6章 木造建築」について議論

建築士
橋下頼幸



をしました。まず、私がハンドブックの内容を通して解説し、その後当方事務所の藤原一級建築士が木造住宅の金物や筋かい・構造用合板などの問題点を整理してプロジェクトで報告、最後に鳥川弁護士がハンドブックの表現等についての問題点を報告しました。

この第6章は建築紛争解決の手引きというよりも木造建築の概略説明のような内容であり、どちらかというと木造建築の初步的な教科書といった書き方になっています。私の担当では日本建築学会の構造用教材の木造箇所を配布し伝統工法・在来工法・2x4工法の違いなどについて説明し、第6章に加えて建築基準法施行令の木造に関する

る箇所(40~50 条)の概略説明、金物使用についての歴史的経緯やその考え方、壁量計算の基本的な考え方と法改正毎の変遷、偏心率(重心と剛心)についての説明、見付面積の考え方(耐風)、3 階建て木造の問題点、などを解説しました。藤原建築士はこれまでの欠陥事例から、金物の使用方法の問題点、アンカーボルトの問題点、金物どうしの干渉の問題、釘の仕様や性能について、同じ金物や釘を用いても正しい使い方をしないと定められた耐力が得られないこと、などをスライドにて実際の写真などを用いて説明しました。鳥川弁護士は、本書の表現「精神的な規定」であるとか「(柱の傾きは大きくても)気になりはするが慣れれば特に問題ではない」などの表現について

具体的な指摘があり議論されました。

出席者からの質疑では、建物の耐震設計は水平方向だけであり垂直方向の影響は考慮されていないことや、「精神的な規定である」や柱の傾斜についての上述したような表現について建築紛争処理や裁判に与える影響などについて意見が交わされました。また、この章は上述のように木造建築の概論のようになっており、実際の紛争解決に役に立つかどうか、本書の全体の目的に十分達しているのか、などの疑問も出されました。出席者からも、この研究会の議論をまとめた上で、日本建築学会や著者に改訂の申し入れをするべきではないか、などの意見も出されました。

新事務局員ごあいさつ

・・建築士研修会（5）の報告（5頁～）をご執筆頂いた谷口福実子建築士が、この度、関西ネット事務局に参加されることになりました。

建築士
谷口ふみ子



「昨年、インターネットのＨＰで関西ネットの存在を知りました。以前から欠陥住宅について少し興味があったので、入会案内を読んでみると、「・・・欠陥住宅問題に全く取り組んだことのない建築士・弁護士でも、関西ネットとして支えていく体制をとりますので、是非参加をお勧めします。」の一言が！」

実務では商業施設の店舗デザインや設計の割合が多く、住宅の（基本）設計や耐震設計（診断）などもしていますが、フリーランスで仕事をしていると情報量にも限界

があり、特に法律や構造関係には弱くなりがちです。

関西ネットでは、欠陥住宅被害にあわれた方に対する相談・被害救済活動だけでなく、会員の勉強会などの内部活動もあり、勉強の為にも入会しました。

本業以外では、3才児～幼児・児童対象の造形（アート）教室を、また、古巣である母校の小学校では、クラブ活動の時間に美術クラブ（アートクラブ）を持ち、元気なパワーを貢っています♪

活動報告と今後の予定

《前号以降の活動》

3月12日(水) 18:30~	事務局会議(片山・黒木・平泉法律事務所)
3月18日(火) 19:00~	事務局会議(片山・黒木・平泉法律事務所)
3月29日(土) 13:00~	関西ネット第11回総会(大阪市西区民センター)
4月5日(土) 13:30~	個別相談会(北浜ビジネス会館)
4月22日(火) 19:00~	事務局会議(片山・黒木・平泉法律事務所)
5月14日(水) 18:00~	建築紛争ハンドブック研究会(1)(大阪弁護士会)
5月20日(火) 19:00~	幹事事務局会議(片山・黒木・平泉法律事務所)
5月31日~6月1日	第24回全国ネット大会in沖縄
6月7日(土) 13:30~	個別相談会(北浜ビジネス会館)
6月18日(水) 19:00~	事務局会議(片山・黒木・平泉法律事務所)
6月23日(月) 18:00~	欠陥住宅110番事前研修会(大阪弁護士会)
7月5日(土) 10:00~	欠陥住宅110番(大阪弁護士会)
7月19日(土) 13:30~	個別相談会(北浜ビジネス会館)
7月14日(水) 18:00~	建築紛争ハンドブック研究会(2)(大阪弁護士会)
7月23日(水) 19:00~	幹事事務局会議(片山・黒木・平泉法律事務所)
8月2日(土) 13:30~	個別相談会(北浜ビジネス会館)
8月21日(木) 19:00~	事務局会議(片山・黒木・平泉法律事務所)
9月2日(火) 18:00~	建築紛争ハンドブック研究会(3)(大阪弁護士会)
9月24日(水) 19:00~	幹事事務局会議(片山・黒木・平泉法律事務所)
10月21日(火) 18:00~	建築紛争ハンドブック研究会(4)(大阪弁護士会)
10月24日(金) 19:00~	事務局会議(片山・黒木・平泉法律事務所)

《今後の予定》

11月6日(水) 19:00~	幹事事務局会議(片山・黒木・平泉法律事務所)
11月19日(水) 19:00~	事務局会議(片山・黒木・平泉法律事務所)
11月27日(木) 19:00~	事務局会議(片山・黒木・平泉法律事務所)
12月6日~12月7日	第25回全国ネット大会in大阪
12月10日(水) 18:00~	建築紛争ハンドブック研究会(5)(大阪弁護士会)
12月19日(金) 19:00~	幹事事務局会議(片山・黒木・平泉法律事務所)
平成21年	
1月22日(木) 19:00~	事務局会議(片山・黒木・平泉法律事務所)
2月19日(水) 19:00~	幹事事務局会議(片山・黒木・平泉法律事務所)
3月10日(水) 19:00~	事務局会議(片山・黒木・平泉法律事務所)
3月28日(土) 13:00~	関西ネット第12回総会

編集後記

前号まで編集を担当された吉田さんに代わり、今号から編集担当になりました向山です。この機会にレイアウトなどを改めてみました。いかがでしょうか。

〒530-0047 大阪市北区西天満3-1-25-401

伊勢谷法律事務所 向山 知

TEL06-6365-7238 FAX06-6365-7239



沖縄そば